

経 済 産 業 省

20230512 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」（20220425 貿局第2号（令和4年5月9日公布））の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年5月26日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」の一部改正について

「輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」（20220425 貿局第2号（令和4年5月9日公布））の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は令和5年6月1日から施行する。

(別紙)

「輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（２０２２０４２５貿局第２号）

改 正 後	現 行
輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号、以下「輸出令」という。）、輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号、以下「輸入令」という。）及び外国為替令（昭和５５年政令第２６０号、以下「外為令」という。）並びにこれらに基づく規定、並びに輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和３０年通商産業省令第５４号、以下「輸取省令」という。）において規定する円表示金額の換算方法は、令和４年５月１０日以降、以下のとおり行うものとする。 １ 輸出令及び輸入令並びにこれらに基づく規定並びに輸取省令（以下「輸出令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第７条第１項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）を用いて行うものとする。また、輸出令等において規定する円表示金額の電子決済手段等への換算は、外為令第２１条並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号、以下「貿易外省令」という。）第１３条及び第１４条の規定を準用し、契約締結日の属する月の前月の末日の電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行い、輸出令等において規定する円表示金額の外国通貨又は電子決済手段等以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）への換算は、契約締結日の属する月の前月の末日のその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。 ２ 外為令及びこれに基づく規定（以下「外為令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場等を用いて行うものとする。また、外為令等において規定する円表示金額の電子決済手段等への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他合理的と認められる方法により行うものとし、貿易外省令第９条第３項に規定する総価額の換算方法について貿易外省令第１３条の規定を適用する場合における同条中の「その他合理的と認められる方法」とは、契約締結日の属する月の前月の末日の電子決済手段等の相場を用いる方法をいうものとする。外為令	輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号、以下「輸出令」という。）、輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号、以下「輸入令」という。）及び外国為替令（昭和５５年政令第２６０号、以下「外為令」という。）並びにこれらに基づく規定、並びに輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和３０年通商産業省令第５４号、以下「輸取省令」という。）において規定する円表示金額の換算方法は、令和４年５月１０日以降、以下のとおり行うものとする。 １ 輸出令及び輸入令並びにこれらに基づく規定並びに輸取省令（以下「輸出令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号、以下「外為法」という。）第７条第１項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）を用いて行うものとする。また、輸出令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、外為令第２１条並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号、以下「貿易外省令」という。）第１３条及び第１４条の規定を準用し、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行い、輸出令等において規定する円表示金額の外国通貨又は暗号資産以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）への換算は、契約締結日の属する月の前月の末日のその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。 ２ 外為令及びこれらに基づく規定（以下「外為令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場等を用いて行うものとする。また、外為令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他合理的と認められる方法により行うものとし、貿易外省令第９条第３項に規定する総価額の換算方法について貿易外省令第１３条の規定を適用する場合における同条中の「その他合理的と認められる方法」とは、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法をいうものとする。外為令等において規定する円表

等において規定する円表示金額のその他の財産的価値への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。	示金額のその他の財産的価値への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。
---	--